平成 15年度事務事業評価中間報告について (案)」修正対照表

平成15年11月25日 精華町行財政改革推進本部

修正後 修正前 (P1)

平成15年度事務事業評価最終報告について

次に、縦割り組織での「部局評価」結果に対し、 総合的な視点から補強・整理するため、庁内検討 組織 (「精華町行財政改革推進本部」) を通じた検 討を経て「本部評価」(最終的に104の事務事業 が見直し対象)<u>として中間報告にまとめました。</u>

(P2)

これらの事務的な内容も含め、今回の自己評価 結果については、今後の町政全体の実施計画策定 作業や予算編成作業への反映を行うこととします が、庁内検討組織での補強・整理作業により絞り 込まれた次に掲げる10の事務事業(又は複数の 事務事業をまとめた施策) については、<u>「 重点的見</u> 直し対象とすべき事務事業」として位置付け、パ ブリック・コメントにより広く住民の意見を聞く <u>とともに、「まちづくり検討懇話会」を通じてより</u> 高度かつ専門的な意見も得ながら、最終報告とし てまとめました。

(P3)

一方、費用の面でも、ほとんどが行政からの負 担金中心の収支構造となっており、まちづくりの 視点では開催目的の重要性での必要性や妥当性は 認められるものの、社会経済情勢の変化に照らし つつ、学研都市精華町に相応しい祭りのあり方を <u>追求していくには、より広く寄附金や協賛金など</u> の収入確保を追求しなければ、本町の財政事情か らは限界に達していると考えられ、「人、金」の両 面から、引き続き見直しが必要であると認められ「あると認められます。

(P1)

平成15年度事務事業評価中間報告について (案)

次に、縦割り組織での「部局評価」結果に対し、 総合的な視点から補強・整理するため、庁内検討 組織 (「精華町行財政改革推進本部」) を通じた検 討を経て「本部評価」(最終的に104の事務事 業が見直し対象)<u>としてまとめ、その結果、今回</u> の中間報告となりました。

(P2)

これらの事務的な内容も含め、今回の自己評価 結果については、今後の町政全体の実施計画策定 作業や予算編成作業への反映を行うこととしま すが、庁内検討組織での補強・整理作業により絞 り込まれた次に掲げる10の事務事業(又は複数 の事務事業をまとめた施策)については、<u>パブリ</u> ック・コメントにより広く住民の意見を聞くとと もに、「まちづくり検討懇話会」を通じてより高 度かつ専門的な意見も得ながら、「重点的見直し 対象とすべき事務事業」として位置付けることと します。

(P3)

一方、費用の面でも、ほとんどが行政からの負 担金中心の収支構造となっており、まちづくりの 視点では開催目的の重要性での必要性や妥当性 は認められるものの、社会経済情勢の変化に照ら しつつ今後のさらなる規模拡大をめざすには、よ <u>り広く寄附金や協賛金などを求めなければ、</u>本町 の財政事情からは限界に達していると考えられ、 「人、金」の両面から、引き続き見直しが必要で

(P4)

具体的には、現在の都市計画面に特化したまち づくり協議会の立ち上げ支援だけでなく、住民主 体のまちづくりを円滑に推進するために住民が理 解できるよう、必要な情報の積極的な提供や各種 制度を十分に説明したり、専門的なノウハウを有 する行政職員を人材登録して地域活動支援のため に派遣させる制度の導入検討や、各行政分野別に 実施されている事務事業実施をまちづくり協議会 が担う場合の財政支出のあり方検討などについ て、見直しが必要であると認められます。

(P4)

具体的には、現在の都市計画面に特化したまち づくり協議会の立ち上げ支援だけでなく、特に専 門的なノウハウを有する行政職員を人材登録し て地域活動支援のために派遣させる制度の導入 検討や、各行政分野別に実施されている事務事業 実施をまちづくり協議会が担う場合の財政支出 のあり方検討などについて、見直しが必要である と認められます。

(P5)

また、今後は、わざわざ役場まで出向かずに同 様の「ワンストップサービス」が受けられるよう な施設サービスや、インターネットを利用した在 宅サービスなどの要望への対応を進めるために も、一層のシステム開発に向けた取り組みが求め られていることから、アウトカム (「業務効率化」 <u>や「住民の満足度」などの成果)指標による定期 | 実に向け、見直しが必要であると認められます。</u> <u>的事後評価や、事前受付予約システムなど民間手</u> 法導入の検討など、総合窓口サービス全体の充実 に向け、見直しが必要であると認められます。

(P5)

また、今後は、わざわざ役場まで出向かずに同 様の「ワンストップサービス」が受けられるよう な施設サービスや、インターネットを利用した在 宅サービスなどの要望への対応を進めるために も、一層のシステム開発に向けた取り組みが求め られていることから、総合窓口サービス全体の充

(P6)

このため、よりきめ細かなサービスの実施と効 率化の追求のため、給食に対する理念を確立し、 教育効果、 食習慣、食文化、 サービス選択 の幅、 コスト、 安全性の確保など、複数の視 点をから、「自校方式」と「センター方式」(複数 校への調理・供給を一箇所で実施する方式)との 比較、及び、経営形態についても「公設公営」と|直す必要があると認められます。 「公設民営」、「外注」について、相互に比較し、 事務事業のあり方について、早期に見直す必要が あると認められます。

(P6)

このため、よりきめ細かなサービスの実施と効 <u>率化の追求のため、</u>「自校方式」と「センター方 式」(複数校への調理・供給を一箇所で実施する 方式)との比較、及び、経営形態についても「公 設公営」と「公設民営」、「外注」について、相互 に比較し、事務事業のあり方について、早期に見

(P7)

今後、期待されるこうした多方面での国際交流 活動の促進にあたっては、行政組織機構内部にお

(P7)

今後、期待されるこうした多方面での国際交流 | 活動の促進にあたっては、行政組織機構内部にお

ける国際交流の位置付けの強化とともに、多様な 「個人外交」も含め、人と人の交流を基本とする 国際交流活動の担い手となるNPO組織への側面 的支援の強化を図るなどの面、特に、学研都市精 華町に相応しい国際交流活動の展開のため、国際 | 交流に係る戦略を明確にする点で、見直しが必要 であると考えられます。

ける国際交流の位置付けの強化とともに、多様な 「個人外交」も含め、人と人の交流を基本とする 国際交流活動の担い手となるNPO組織への側 面的支援の強化を図るなどの面で、見直しが必要 であると考えられます。

(P9)

しかしながら、さらなる販路拡大のためには、 ブランド化の検討などソフト面での展開を図る必 要がある一方で、より大規模な生産施設が必要と なり、現在の華工房の機能及び運営方法では利用「意欲のある事業者の協同組合化やPFI方式な 者の広がりが見込めないため、施設の有効活用や 意欲のある事業者の協同組合化やPFI方式など│け、見直しが必要であると認められます。 の導入検討などを含め、生産機能の強化に向けた 見直しが必要であると認められます。

(P9)

しかしながら、さらなる販路拡大のためには、 より大規模な生産施設が必要となり、現在の華工 房の機能及び運営方法では対応ができないため、 どの導入検討などを含め、生産機能の強化に向

(P10)

こうしたなか、今回、行財政改革推進のための 庁内検討組織において、30テーマを超える職員 □ 提案がなされ、その検討を始めるとともに、まち <u>づくり検討懇話会で意見を求めました。</u>

その結果、特に、産業交流型施設、日帰り観光・ <u>交流型観光、人的体制の整備などをキーワードと</u> した観光戦略構築の面で、検討が必要であると考 えられます。

(P10)

こうしたなか、今回、行財政改革推進のための 庁内検討組織において、30テーマを超える職員 提案がなされ、その検討を始めることとします が、本町が有する豊富な観光資源を活かした施策 及び具体的な事務事業について、今回、広く、住 民の方々から意見を求めます。

(P11)

こうしたことから、早期に町全体としての公共 交通体系の将来像を策定するとともに、国や府は│交通体系の将来像を策定するとともに、国や府ほ かの関係機関への働きかけを強めるとともに、従|かの関係機関への働きかけを強めるとともに、従 来、施設サービスのために整備してきたかしのき 苑の送迎バスやむくのきセンター向けのシャトル バスの運行といった広義のコミュニティバス運行 事業について、公共交通体系の将来像の中で町と して担うべき役割の整理をしつつ、<u>より利用しや</u> <u>すい運行形態となるように改善を進める一方で、</u> ジャンボタクシーの活用も視野に入れ検討するな <u>ど、当面の課題解決にも役立つ事務事業となるよ|的な見直しが必要であると認められます。</u> う、抜本的な見直しが必要であると認められます。

(P11)

こうしたことから、早期に町全体としての公共 来、施設サービスのために整備してきたかしのき 苑の送迎バスやむくのきセンター向けのシャト ルバスの運行といった広義のコミュニティバス 運行事業について、公共交通体系の将来像の中で 町として担うべき役割の整理をしつつ、より利用 しやすい運行形態となるように改善を進め、当面 の課題解決にも役立つ事務事業となるよう、抜本

(P12)

真に施策を必要とする人への適切な住宅供給を 実現するためには、今後の本施策の各事務事業の あり方について実態調査を進めるとともに、家賃 補助制度の導入や、一般の賃貸住宅の借上げによ 賃補助制度の導入や、一般の賃貸住宅の借上げに る「民設公営住宅」方式、払い下げの検討、さら よる「民設公営住宅」方式の検討など、施策全体 には、当該事業に係る情報公開の積極的な推進や、 の見直しが必要であると認められます。 高頻度で詳細な審査の実施の検討など、施策全体 の見直しが必要であると認められます。

(P12)

真に施策を必要とする人への適切な住宅供給 を実現するためには、今後の本施策の各事務事業 のあり方について実態調査を進めるとともに、家